大いに盛り上がるみなと祭り

東京港湾ボウリング大会

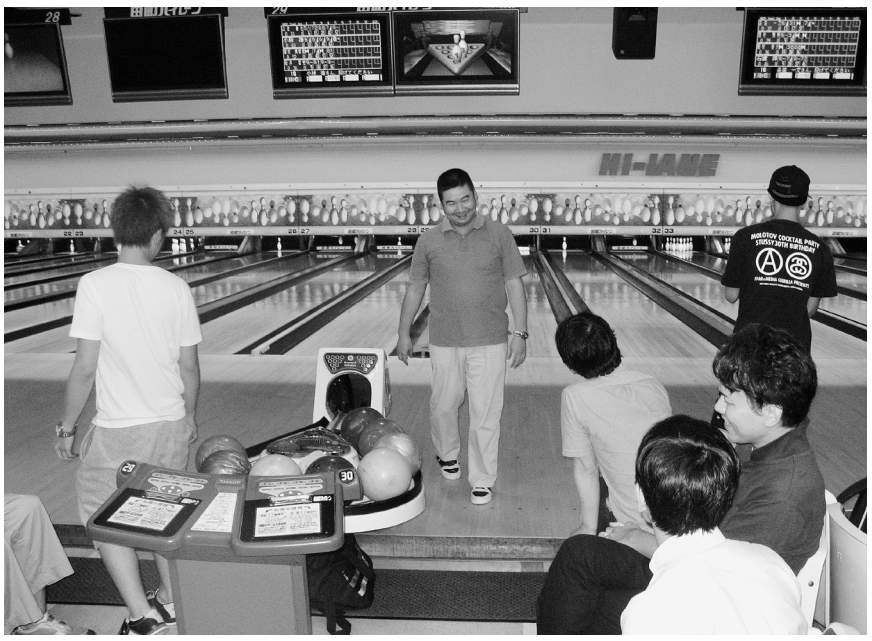

連日の熱帯夜、テレビをつければ夏の甲子園で、球児たちが連日の熱戦を繰り広げていた夏真っ盛り八月一九日の夕方、東京都港区にあるボウリング場「田町ハイレーン」にて、東京港湾・港運同盟・東京港湾労協共催の「みなと祭り東京港ボウリング大会」が開催された。

大会参加者は三団体のいずれかに所属するボウリングに自信のある組合員、約一〇〇名。そして、参加選手を応援する応援団約五十名、総勢一五〇名でワンフロアを貸し切って行われた。

開会の挨拶では、港運同名日吉会長代行が「暦の上では立秋ですが、まだまだ暑いです。この暑さに負けないくらい熱い闘いを繰り広げて、優勝目指して頑張りましょう。」との挨拶がされ、ボウリング大会が幕を開けました。

熱い闘いが繰り広げられている各レーンを回ってみると、連続ストライクを出して盛り上がっているチームや、スペア狙いでガーターを出して落胆するチームなど様々。それぞれのチームが規定の二ゲームを投げ終えて、場所を移して懇親会&表彰式を行ないました。

懇親会の挨拶では東京港湾田村委員長が乾杯のあいさつで『今日は、楽しくたくさん飲みましょう。カンパーイ』の号令で、懇親会が始まり、仕事やボウリングの疲れも感じないくらいに会場内は盛り上がりを見せていました。

そして、お待ちかねの表彰式では、団体優勝『栗林運輸の組合員』二位と三位については、二チームを選出していた『大洋マリーンの組合員』でした。この後、個人賞や飛び賞など、参加者の約半数が賞品を持ち帰り、大盛況の中、みなと祭りボウリング大会は幕を閉じました。

全国港湾労働組合連合会　2014年度

役職名	氏名	出身単組
中央執行委員長	糸谷　欽一郎	日港労連（専従）
中央執行副委員長	松本　耕三	全港湾
同	西川　憲一郎	日港労連
同	沖原　勝治	検数労連
同	遠藤　一幸	検定労連
書記長	玉田　雅也	（専従）
書記次長	市川　康太郎	検定労連（専従）
中央執行委員	大野　進	全港湾
同	松永　英樹	全港湾
同	鈴木　誠一	全港湾
同	真島　勝重	全港湾
同	諸見　力	全港湾
同	青山　公平	全港湾
同	長尾　伸夫	全港湾
同	鈴木　龍一	全港湾
同	田村　勝義	日港労連
同	小林　壽男	日港労連
同	柏木　公廣	日港労連
同	吉岡　幸治	日港労連
同	南原　英徳	日港労連
同	崎田　克己	日港労連
同	竹内　一	日港労連
同	光部　泰宏	検数労連
同	山田　拓	検数労連
同	外池　徹雄	検定労連
同	園田　高義	検定労連
同	内藤　維彦	全倉運
同	岩崎　美津男	全倉運
同	小嶋　敏弘	大港労組
同	佐藤　文昭	大港労組
同	石川　茂美	全日通
同	金月　一彦	全日通
会計監査	石原　潤人	検数労連
同	赤松　和吉	大港労組
名誉顧問	植草　秀夫	元全国港湾事務局長
顧問	渡邊　三郎	前全国港湾書記長

ミャンマーとの交流を深める

川港労協は、今年二月ミャンマーの視察を行い、現地船員の労働組合を表敬訪問し、交流を深めた。その際、大変お世話になったお礼と友好の記念として、ＩＬＯの和田さんを通じ、団結旗を贈呈した。

藤木インスペクター日誌

～喫煙家は…～

先日訪船するため、船をチェックしているとＩＴＦ協約がまだ有効なのにterminated（終結された）になっている船がありました。

私は（反組合的な会社ではないような感じで、協約を途中で終わりにするのは、おかしいな）と思いましたが、とりあえず訪船して確認してみることにしました。

訪船して船長と会い、関連する書類を見てコピーをもらいながら（ＩＴＦ協約を守っているようだけど）と思っていました。そして、給料明細を見てみると組合費が、差し引かれているのを見て（これは、おそらくＩＴＦ本部のほうでデータ・ベースに入力ミスをしたのだろう）と思いました。

後日、大堀ＩＴＦコーディネイターに確認してもらったところ、やはりその通りでした。

ところで訪船したときに船長を待つ間、メス・ルーム兼スモーキング・ルームで待っていた時、一枚の張り紙を見ました。

そこには、Smoker never grow old, Smoker die younger.（喫煙家は、年を取らない、喫煙家は、若死にする）と書いてあったので、船長が来たとき「船長これ面白いね」というと「ああ、これね」というと同時にお互い喫煙家だと分かった途端、二人で笑ってしまいました。

また、船長は「若死にするのは、人によるよね！」「タバコ吸っている人でも長生きしている人いるしね」と言い訳をしていました。

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

労働組合用語

～罰則①～

今号から労働基準法第十三章「罰則」（百十七条～百二十一条）の内容です。

■はじめに…この章では、法違反の程度に応じて、懲役・罰金の四つの段階、①百十七条、②百十八条、③百十九条、④百二十条に分けて刑罰の軽重を規定しています。

以下、各条文を簡略に記述します。

■一年以上十年以下の懲役、二十万円以上三百万円以下の罰金（百十七条）

○強制労働の禁止…この刑が特に厳重であるのは、最も封建的な労働の悪習慣を一掃するために必要と認められているからです。

○条文では「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない」と定められています。

■一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金（百十八条）

○中間搾取の排除、最低年齢、年少者の坑内労働の禁止、女性の坑内労働の禁止がこの刑罰にあたります。

■六か月以下の懲役又は三十万円以下の罰金（百十九条）

○均等待遇、男女同一賃金、公民権行使、賠償予定、前借金相殺、強制貯蓄、解雇制限、労働時間、休憩、休日、時間外・休日労働、時間外・休日・深夜の割増賃金、年次有給休暇、年少者の深夜業、産前産後休業、妊産婦の時間外労働等、育児時間、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料などです。

■三十万円以下の罰金（百二十条）…

○契約期間等、労働条件の明示、強制貯金・金品の返還、賃金の支払、休業手当、変形労働時間制の協定届等、年少者の証明書、未成年者の労働契約、女性の生理日の就業にたいする措置、就業規則作成・届出の義務と労働者代表の意見聴取、制裁規定の制限、法令等の周知義務、労働者名簿、賃金台帳、記録の保存などです。

○労働基準監督官の臨検を拒み、陳述と帳簿書類の提出を拒み、または虚偽報告をし、出頭しなかった者は三十万円以下の罰金に処せられます。

次号は、労働基準法第十三章「罰則」の最終「両罰規定」の内容です。